

全国で高病原性鳥インフルエンザ続発！ 発生予防対策の徹底をお願いします！

【令和5年1月10日現在の発生状況】

- ・家きん:23道県57事例／防疫措置対象:63農場4施設 約1,008万羽
(うち、関東・隣県は4県8事例:茨城、千葉、埼玉、群馬)
- ・野鳥:23道県143事例
(うち、関東・隣県は4県11事例:神奈川、静岡、茨城、栃木、埼玉)
- ・飼養鳥:5県8事例(うち、関東・隣県は2県4事例:千葉、埼玉)

<最大限の緊急警戒をお願いします>

- ※今シーズンは、高病原性鳥インフルエンザの発生が史上初となる10月に確認されて以降、現在もかつてないペースで発生が継続しています
- ※また、野鳥での発生が例年以上の頻度で確認(R2年の約3倍)されており、全国的に環境中のウイルス濃度の高まりが指摘されています。
- ※これまでの殺処分の対象羽数が1,000万羽を超えています。
これは本県の採卵鶏・肉用鶏の総飼養羽数の10倍に匹敵します。
- ※発生事例では、
 - ・金網や壁の穴等を通じた野生動物の鶏舎への侵入
 - ・衣服や長靴の交換や消毒が不徹底が指摘されています。
- ※農場内にウイルスを持ち込まないよう、
各農場で飼養衛生管理状況の再確認をお願いします。

- 1.衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- 2.衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- 3.衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- 4.家きん舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- 5.家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用(項目21)
- 6.野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- 7.ねずみ及び害虫の駆除(項目26)

※改善箇所が見つかった場合にはすぐに改善し、

発生予防に万全を期して下さい

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト:<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

異状をみつけた場合には直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018